

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和7年11月6日 午後1時27分 開会

出席委員

委員長	櫻井健一
副委員長	井出有史
委員	佐藤文雄
委員	櫻井繁行
委員	小倉博
委員	久松公生

欠席委員

委員 服部栄一

委員外議員

なし

出席説明者

保健福祉部長	羽成英明
教育部長	仲澤勤
保健福祉部企画監	太田直樹
社会福祉課長	君崎高弘
介護長寿課長	関克明
子育て支援課長	越渡貴之
健康増進課長	渡邊有美
国保年金課長	豊崎良憲
学校教育課長	斎藤隆男
生涯学習課長	山口由晃
社会福祉課副参事	猪俣光子

出席書記名

議会総務課主幹 川原場智

議事日程

令和7年11月6日（木曜日）午後1時27分 開会

1. 開会

2. 事件

- (1) 下稻吉中学校の給食室整備について
- (2) 保健福祉部が所管する計画のうち令和7年度・8年度に策定予定計画に係るアンケート調査について
- (3) 市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 市立やまゆり保育所の民営化に伴う資産譲渡等について
- (5) その他

3. 閉会

開会 午後1時27分

○櫻井健一委員長

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日の会議には傍聴の申出がございますので、申し出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

次に、書記を指名いたします。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、下稻吉中学校の給食室整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

[小倉 博委員 入室]

○教育部長（仲澤 勤君）

本日は、何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日、教育委員会所管として、事件の1つ目、下稻吉中学校の給食室整備について、学校教育課、斎藤課長から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。学校教育課の斎藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、下稻吉中学校の給食室整備について、お手元のタブレットに掲載の資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1点目の整備の方向性でございます。

下稻吉中学校の給食室整備につきましては、自校方式の方針を堅持しまして、近時の建築資材等の高騰も十分に考慮し、資料の下記のとおりに、案1の既存施設の改修と増築という方法と案2の増築という方法の比較検討をしております。

案1では、既存施設144平方メートルの改修及び増築36平方メートル、合計で180平方メートルの整備を想定しており、費用は工事費、設計費、備品合わせまして約4億900万円ほどを想定しております。

案2では、既存施設を残しつつ、既存施設の隣接地に新築するものでございまして、整備面では、面積は180平方メートルと案1の施設規模と同等としております。合計で費用は約5億1800万円と想定しております。

これらを比較しまして、案1の改修と増築という案によりまして整備事業を進めるとして、設計の発注を行ったところでございます。

参考までに、令和5年2月に提出させていただいた費用等も掲示しておりますので、比較としていただければと思います。

次に、2点目の工事期間における給食提供の方法についてですが、既存施設の改修と増築で整備を進めるに当たりまして既存の施設で調理ができなくなることから、その代替手段について検討をしております。

まず、案1につきましては、ケータリングといたしまして、市内のほかの学校の余裕調理室を確保しまして調理、輸送の上、整備期間中の給食を確保するものでございます。費用については、調理委託、輸送費、備品の購入など合計で約8600万円相当と検討しているところでございます。

案の2につきましては、事業者に一括発注しまして弁当形式により給食を提供するものとして、比較検討を行いました。費用につきましては、全て委託とすると約9600万円と想定しているところでございます。

ほかの学校と同じ献立で給食が実施できまして、保温性のある容器などを確保することにより温かい給食が食べられることなどから、1のケータリングによる対応で検討を進めているところでございます。

次に、今後のスケジュールですが、まず設計については令和7年10月に発注をさせていただきまして、令和8年3月末までの工期で設計を完了する予定でございます。

次に、その表の備品Aといたしましては、こちらは先ほどのケータリングに関わる備品が必要になることから、そちらの備品の整備を行います。次回定例会におきまして、債務負担行為の補正予算をお願いいたしまして、今年度内に発注、来年7月までの納入予定としているところでございます。

次に、整備に関わる工事ですが、令和8年度の当初に発注をいたしまして、学校の夏休み期間から工事に着手しまして約1年間かけ工事を行い、令和9年9月、夏休み明けには新たな給食施設での調理の再開を目指すものでございます。

また、その下、備品Bでございますが、新しい給食室で使用します調理機器などの備品を整備するものとなります。施設の整備の進捗に併せて備品の納品を進めていくことから、工事と同じスケジュールで進めることとしております。

また、運営、給食の実施の運営についてですが、令和8年度の夏休み前までは既存の給食室で調理を行いまして、工事期間中はケータリングでの対応をイメージしているものとなります。

次のページに移りまして、給食室の施設整備に関わるイメージを掲載させていただきました。

上の図面につきましては、既存の施設の状況となります。

この施設を改修及び増築により、下のほうに今度は移っていただきまして、図面の今見ていただいて

いる右側、こちら現状ですと東側になるんですが、こちらに増築を行いまして、中のレイアウト等を変更等の改修を行いまして汚染作業区域、非汚染作業区域、調理に関わる前室など区分を分けまして、食材の搬入から下処理、調理、配膳、回収など一連の動線が確保できるようにしております。

図面では読み取りにくいですが、給排水の改修のほか、調理設備のレイアウトも変更しまして作業動線の効率化が図られ、衛生環境の向上をすることとしております。

このように整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

2ページ目の今の給食室を改修するというところで、問題点とありますね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

はい。

○佐藤文雄委員

この問題点というのをもう一度説明してもらえますか。今まで問題なくやっていたのではないということだと思うんですが、この点、これは目的ですから、問題点を明らかにするということが必要だと思いますので、教えてください。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まず、現状の問題点としましてここに掲げさせていただくのを読ませていただきますと、汚染作業区域及び非汚染作業区域の分けがないということと、汚染区域、非汚染区域の前に前室がない、作業スペースが非常に狭いということ、それと調理機器の老朽化による不具合、機器がドライ式ではない、あと各作業場に手洗いがない、調理員専用のトイレがない、施設の老朽化が著しい、空調・換気能力が不十分であるといったところが問題点として挙げさせていただいています。

当初建てたものが最初からこれが悪い状況ということではなくて、だんだん衛生基準が厳しくなってきた中で、ある程度、先ほど申し上げたような動線、食材を搬入してきて、例えば野菜とか汚れたものは汚染区域で洗浄なり下処理をしてから非汚染区域の調理場に移っていくと、そういった流れが今の現状の給食調理室の状況ではできていないという状況がございました。

それらを改修していく上では全ての課題も下の図のように、ちょっと色が薄くて見づらいんですが、まず汚染区域というのが先ほど言ったような、まず搬入から入りまして食材、納品を受けたら検収、それと下処理までは汚染区域で作業すべきというのが学校の給食の指針というか、基準の中でも今求められていますので、そういうふうな動線にしていくと。

そこで処理したものを、今度はちょっと水色っぽく見える非汚染作業区域で、実際の調理、材料を刻んだりとか、炒めたりとか、煮炊きしたりするものが青いところ。

そこで調理したものを配膳として食缶というんですが、給食の要するに汁物を入れるバケツ状のものとか食材入れるバットとかに入れて、今度は配膳で各教室に持っていくと。

返ってきたものは下の回収というところから入れて、回収してきたものは汚染物として取り扱いますので、汚染区域の洗浄室で食器なりを受け取って、そこで洗浄したものを消毒とかを経て、また翌日以降の調理に使うというような流れに変えていくというところでございます。

また、もう一つ改善点としては、調理員の動きにつきましても、やはり調理室なりに入る前には前室というものを設けなさいというのがある程度基準でありますので、そういった基準に照らし合わせて、

トイレの整備も含めまして確保していくというふうな改修の流れになっているところでございます。

○佐藤文雄委員

かなり給食室が、新しく基準が汚染作業区とか非汚染とかという区分けをするようにというふうになつたわけですね、じゃ。いろんな形で書いてありますが、これは、旧来のやり方じや駄目だよということでの中身なんですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今、委員お見込みのとおり、旧来ではこれで可としていたものが、やはりどんどん衛生基準が厳しくなってきてこういった動線なり、作業区域を設けなさいというふうになってきたものですから、こういうふうに変えていくということでございます。

○佐藤文雄委員

分かりました。

ということは、どうしてもやらざるを得ないということですよね、ます。これは必ずやらなきゃいけないというところで、改修プラス増築もしくは増築というふうな案があつて、改修しなければならないということになっちゃうんじゃないですか。こちらでいうと第1、第2になつてているけれども、増築だけでは間に合わないということのように思うんですが、いかがですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

なかなか全体の工事費とか含めまして予算、全体の費用も含めながら検討した中で、一番ここが上を見ればいろんなやり方は切りがないんですが、既存の施設を生かしつつ現状の経費ができる範囲を想定してこういった手法を選んでいるというところでございますので、こちらで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

増築がまるっきり全部新築というふうに受け取れますよね。上が改修プラス増築ということで、合計180平方メートルですね。ということは、増築というのは、既存給食室を残置し、新築するというのはどういう意味か。全く新築するということなんじゃないですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

すみません、言葉が紛らわしくて申し訳ないんですが、既存の給食室の建物としては残しますよというところの意味合いでございます。その隣接地に新しい180平方メートル程度のものを設置してやるという考え方での整理にはなります。

ですので、先ほど資料にもありますように、増築と書いてありますが、実際には既存の給食室は使わないで、新しくできれば、そちらで全部給食をやるというイメージになるかと思います。

○佐藤文雄委員

参考に下に解体を行い新築するとか新築約750平方メートルとか、これはどういうことですか。まるっきり今の給食室は残すけれども、それは使わないで新しくするというふうなイメージが第2なんじゃないですか。この参考がちょっと意味が分からぬですね。教えてくれますか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

旧給食室の建物自体は中身とかはきれいにするんですけども、何か別の用途で使うということで残置というイメージで考えています。

参考に掲載させていただいたものは、令和5年2月時点の全員協議会で説明させていただいたものでございますが、その当時は新しく750平方メートルのものが必要であろうと、その当時の考え方では検討していました、その工事が7億何千万円、工事費用についてはそちらに記載のとおりというふうな考え

方です。さらに、既存の給食室は解体するという考え方で整理されていた状況のものでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○久松公生委員

今、説明聞いて、2ページ上の図が下の図というふうな話だったんですけれども、簡単に言うと、今までの給食室の建物は利用して、中身は全部変えるというそんな方向での解釈でよろしいんですよね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

委員おっしゃるとおりです。

○久松公生委員

そうしますと、もう一個だけお願ひします。

この脇に給食棟の建築年数とか書いてあって、1980年と書いてあります。今は2025年ですので、45年程度たっているかと思うんですが、既存の建物に関しては耐震とか耐久とかそういうものを、これから先、改修して使うわけですけれども、そういうことはクリアしているんでしょうか、お願ひします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

こちら今、設計を発注したところですが、そちらも含めて検討をしていくというところでございます。

○久松公生委員

検討していくじゃなくて、45年たっていて、これから先、またさらにあと30年とか40年とかたった場合に、累計すると80年とかになってしまいますが、その辺はこの建物自体はもつというか、そういうふうになっているんでしょうかというのをお聞きしました。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

長持ちをするように、そういうところの考慮に、設計に組み込んでいくというところで、長持ちさせていきたいと思っています。

○久松公生委員

そういうことも設計の中身に補強とかいろんなのが含んでさらに、50年もつようによるとかというふうにしていくというような説明でよろしいんでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

委員の言うとおりです。

○久松公生委員

分かりました。

[「工事費に流動はないんですか、大丈夫ですか」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

今、久松委員に関連になってしまいますけれども、今45年で、建築物としては50年が耐用年数、つまり、長寿命化もこの施設に入るのかということを一方、久松委員は言っているんじゃないかなと思うんだよね。それが設計に入っているということは、これを、長寿命化をすると、今の既存の施設は。長寿命化するということは費用がかかりますよね。それも費用がこの中に入っているんですかということを質問していると思うんだけども、そういう耐震化というか長寿命化を図っているのかということについてはどのようにお答えですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

設計の中でそういう長寿命化のところも組み込ませていただきまして、その施設自体をたしか鉄筋だと60年でしたか、の寿命を……

[「60年なの、50年じゃないの、鉄筋コンクリートは」と呼ぶ者あり]

○学校教育課長（斎藤隆男君）

すみません、詳細は確認。60年という認識で我々もおるところなんですが、そういった長寿命化を図る費用も含めて概算の工事費を見込んでいるというところでございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと曖昧だからね。神立病院がこちらに来るという予定のとき、50年だったよね。鉄筋コンクリートで50年といったような気がするんですよ。だから、60年と50年じゃ、10年違うからね。

だから、そこもはつきりさせて、耐用年数は50年でもいいよ、60年でもいい、50年と思うんだけれども、60年ですよということをきちんと明確にして、増築するほうは新品になるわけだから、併せてやっぱり今の現有施設は長寿命化をしますよというふうに明確に書いていないと、また同じような質問が来ると思うんだよね。その点を改めて確認していただけますかね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

大変申し訳ございませんでした。その辺は改めて確認させていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

僕も以前、一般質問で少し指摘をさせていただいて、課長おっしゃるように衛生基準が年々上がってき、市内の学校の給食室も少し不平等な状況にあったと思うんです。そういったところが改善されるということは非常にありがたいと思っています。費用対効果ももちろん考えてということでしょうけれども。

そういった中で、工事期間1年間、長い工期の期間になるわけですから、改めて生徒だったり、保護者へどのような説明をしていくのか、またしているのか。混乱なきように進めていかなければいけないと思うんですけども、その点は担当課としてどのようにお考えですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今現時点では、こういった方針的なものが固まっていなかった部分もありますので、これまで説明ということは保護者等には実施はまだしておりません。

今後、正確なところはまだ定めているところではないんですが、保護者に説明等の機会を設けさせていただきまして、理解を図っていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

改修に入るとケータリングということで、もちろん保護者への負担もないでしょうけれども、そうはいっても、令和8年度すぐ工事のほうが始まるような手はずもありますから、今年度中に何かしらの説明は書面でも必要でしょうし、るべきだと思いますから、もちろんいいことなんですけれども、そういったところもしっかりと進めていただきたいと思います。

あと続けて、これは国や県からの補助金というのはどのような形になっているか、お伺いしたいんですけども、補助金の活用も含めてお伺いします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

一応制度上の話でまず申し上げますと、今回、増築部分のところにつきましては、既存の増加というところで学校施設の改善交付金というものが該当になります。補助率は2分の1です。ただ、こちらは文部科学省の補助の場合だと1平方メートル当たりの単価というのが決まっていまして、実工事より

はかなり低い平米単価になるものですから、2分の1のかなり低い数字かなというふうには見込んでい
るところでございます。

ただ、少しでもそういう特財を活用しながら、工事費の一財の持ち出しの負担軽減というところは
図っていきたいと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員

以前、たしか文教厚生委員会のほうでも、給食室の改修であったり、屋内体育館の空調設備なんかで
も工事費に対しての補助率なんていう資料も出していただいたと思うので、もう案1というふうにかじ
切りは切って明確に分かっているわけですから、改めてどのくらいの補助が交付金等含めて下りてくる
のかというのは資料としてお出ししていただければなと思うんですけども、いかがですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

資料としてはお出ししたいと思います。

ただ、ちょっと時期が、現在、県を通じまして要望のタイミングでもありますので、時期については
少し検討させていただければと思いますので、ご了承いただければと思います。

○櫻井繁行委員

分かりました。

もう一点だけ、すみません。

あと最後に、今、設計段階の発注に入っているということですけれども、もちろん設計が入って、工
事施工が始まれば今度コンサルという話になると思うんですが、設計費も1300万円予定で見ていて、も
ちろん差金は出てくると思いますけれども、先ほど課長がお話ししたような問題点があつて改善をされ
るこの辺のことは衛生基準、その辺の衛生法とかでもしっかりと担保を取つて設計のほうもつくつくる
でしょうけれども、かすみがうら市にとってやっぱり子どもたちによりよい、異物混入なんかも今多い
ので、そういうところも含めて設計段階から教育委員会、学校教育課としてもしっかりと主体的に発言
をしながら設計者のほうと決定をすれば、よりよい給食室、最少の費用で最大の効果が得られるよう
なものをつくりいただきたいと思うんですけども、その点いかがですかね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

櫻井繁行委員おっしゃるように、本当にこれから食べ物ということで衛生基準を確保して、安全・安
心な給食の実施の根幹となる施設でございますので、我々としてもしっかりと設計と連携しながらそうい
った給食の実現に努めたいと考えておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

○佐藤文雄委員

今の改善交付金という形で2分の1というふうにおっしゃいましたよね。これは増築分36平方メート
ルにその2分の1が改善交付金として出るという認識でいいんですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まずは、学校環境改善交付金というのが見込めるんですが、そちらについては増築分のところとい
ふことで、先ほどもちょっと申し上げたところなんですが、文部科学省で単価を決めているものですから、
増築の面積掛ける文部科学省で定めた平米単価の2分の1というふうになります。

○佐藤文雄委員

ということは、今、県のほうに申請をしていると。県のほうはオーケーだということになると、大体、
増築分の36平方メートルの2分の1という金額は出てくるわけですね。それはいつ分かるんですか。こ
の中に合計の4億円近いのに交付金が入つくると思いますが、それはまだ分かりませんか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まだすみません、要望段階で正確なものではございませんが、36平方メートルとなると、今示されている基準単価自体は35万円ということになります。それで、面積を加えると、その相当分としては費用的にはどうなるのか……

すみません、面積が36平方メートルで基準単価が35万500円となっています。そうすると、配分基礎額としましては1260万円程度。その2分の1になりますので、630万円ぐらいとして今、県に要望をかけているというところでございます。

すみません、こちら変動する可能性もありますので、現時点での数値ということで、先ほど櫻井繁行委員にも申し上げましたが、正確なものではないですが、一応要望というところで今かけているというところになります。

○佐藤文雄委員

だから、改築、増築、合計を出していますよね。今度は増築だけは新築で180平方メートルですよね。そうすると、やっぱり今の交付金は、これは地方交付税で交付されるんですか。それは置いておいて、交付されるとしたら、補助金がどのくらいになっているのかというのを、全体で見た場合に全体の工事費、補助金はこのぐらいですよというふうにして見ないと、これだけでは分からぬですね、第1、第2では。

やはりみんなが議論したときに、そういう説明も櫻井繁行委員が言った補助金のほうはどうなんですかと言われるし、増築の36平方メートルですよ。じゃ、増築180平方メートルの場合はどうなんですかというふうに質問が来ると思うんだよね。そういうのもちゃんと総合的に検討した結果というのを出していかないと、中途半端だよね。

そこら辺はあとは全員協議会で説明になるのかな。次の12月議会の全員協議会で、設計発注しようとしているわけだから、12月の議会に設計の発注をかける予算化、予算で提出することになるわけですから、全員協議会で説明するんでしょう。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

全員協議会でも説明させていただく予定で考えております。

○佐藤文雄委員

だから、12月の議会に設計も委託をするための予算を提出するわけでしょう。そのために全員協議会でも説明をするということになるんじゃないですかと聞いているの。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

スケジュールにも記載がありますように、設計自体はもう発注させていただいております。契約済みでございます。

それで、今回12月定例会の議会のほうには、ケータリング用の備品を購入するための補正予算、債務負担行為の設定にはなるんですが、を計上させていただく予定となっております。ですので、あわせて全員協議会でも、今回の説明もさせていただければなと思っているところでございます。

○櫻井健一委員長

確認なんですけれども、先ほど櫻井繁行委員からの資料請求があったと思うんですけども、今、佐藤委員が言った内訳みたいなものも含まれて出てくるようなことは可能なんでしょうか。ちょっと細くなるとは思うんですけども、全体から補助金が出る分の面積とその金額というのをやってくれれば、2人の話が一つの資料で賄えるかと思いますので、可能であれば対応をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

現時点での先ほども説明を申し上げました要望時点の内容での見込みということで、資料を追記させ

ていただければなと思います。

○佐藤文雄委員

私も文教厚生委員会に替わったのが最近だといえば最近なんだけれども、これは予算はいつ、令和7年6月時点ですか、それとも令和7年3月の議会ですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

令和7年3月議会の当初予算で。

○佐藤文雄委員

3月議会に当初予算に入っていた。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

はい。

○佐藤文雄委員

じゃ、その前に説明。だから、ここに書いてあるのか。

令和5年2月24日、全員協議会で報告しているという意味でしょうかね。それ以降はこういう中身までについては、文教厚生委員会で説明はしていなかったということですか。750平方メートルだもんね、大幅に違っているわけだから、これはこういうことまで聞いたかな。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まず、令和5年時点で説明している案件につきましては、説明は進んでいたところなんですが、やはり予算的にちょっとなかなかそこら辺までの工事実施は難しいというところで、その案については廃止になっていたと。

その後、やはり先ほどの課題等々クリアしていくかなくちゃならないということで、新たな給食室の整備について昨年度は検討を進めていたという状況でございまして、今年度になっておおむねの方向性ができたことから、昨年度については申し訳ありませんが、文教等での説明等々はございませんでした。ですので、実質、今の案になってからはこちらが初めてというところでございます。

○櫻井繁行委員

あともう一点だけ。

今、下稻吉中学校が給食室改善されることですけれども、加えて関連で下稻吉小学校と下稻吉東小学校の状況を確認させていただきたいんですが。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

こちらも今現時点では替えたいという状況でございますが、すみません、まだ検討までは進んでいる状況ではございません。まずこちらを進めた上で、今後、段を追って併せてこちらを進めながら検討していくという状況で考えております。

○櫻井繁行委員

佐藤委員が先ほどお話しあった、たしか令和5年2月24日の段階では、1つ給食センターみたいなのを大きく1か所で造るという構想として、計画としてあって、いろいろコスト面考えて、それが自校式のような形に、形を変えてきたと思うので、まず先行して下稻吉中学校をしっかりとやっていただいて、その後、やっぱり一番児童生徒数が多い拠点なので、下稻吉小学校、下稻吉東小学校含めて一体的にしっかり考えられるような計画を少し構想として考えていただければなと思うんですけども、最後にその点いかがですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

ご指摘ありがとうございます。

今回、下稻吉中学校につきましては、やはり老朽化も著しいということで一番先に着手させていただいております。

今後、下稻吉東小学校とか下稻吉小学校も現状の施設であったりとか、もし建て替えであったり、改修とかする構想も内部検討というふうにはなってしまうんですが、進めているところですが、なかなかいいアイデアが現状出ていないところですので、引き続き検討していきたいと。できるだけ早い段階で皆さんにもご説明させていただきながら、よりよい環境改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

ケータリングの件です。

他学校の余裕調理室を確保しと書いてありますが、他学校の余裕調理室というのは大体もう確認済みなんですね。どことどこからですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今後のケータリングにつきましては、食器の洗浄とかの確保とか、あと調理の部分のところも分割しまして、霞ヶ浦北小学校と霞ヶ浦中学校と千代田義務教育学校のところを分散にはなってしまうんですが、各校と連携して調理を行って、それを下稻吉中学校に届けるというようなイメージでは考えております。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

委員長職を井出副委員長に代わらせてもらいます。

○櫻井健一委員長

長いスパン、60年とか50年というような建て替えになると思うんですけども、先ほど言われた下稻吉小学校、下稻吉東小学校の件も加えて今は自校式を保つということなんすけれども、何食べらいでできるような規模の建物になるということなんですか、給食自校式ということは。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今の既存でも600食ほど作っているところです。それが維持できるというようなところで、新しい改修のほうも考えております。

○櫻井健一委員長

入れる洗浄機ですか、作る大きな器みたいなのを替えることによって、もっと数を多く作れるようなことを想定して造ると、今の小学校の近くにある下稻吉小学校、下稻吉東小学校は人数多いすけれども、人口の推移が減ってくるというところを鑑みて、自校式を続けていくということが不可能になった場合にも対応できるような策というのは、今のところで盛り込むというのは難しいという解釈なんでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

先ほどの比較の中でセンター的なところというか、ちょっとお話をあったと思うんですが、以前にも臨時の対応としては先ほどの余裕をつくっているとか、自校方式ですと、今後、児童生徒が減少していくとなると現状が最大値もしくは将来的な増を見込んでの最大値というのは、ある程度、補助も含んでつくれるとは思うんですが、やはりそういったところを通してしまuft過剰な面積というふうな捉えの中でも現状で投資が難しいかなと考えるのが一つです。

それと、やはり運ぶとなると、臨時的なものであれば許可をいただけるんですけれども、給食センターは工場という扱いになるので、学校用なんですかけれども、学校施設とはまた分離した考え方をしなければいけないということで、整理がちょっと複雑になってくるかなというところもありますので、現状の学校での食数で整備は進めたいと考えているところでございます。

○櫻井健一委員長

分かりました。

○井出有史副委員長

委員長職を戻します。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございますか。

○久松公生委員

先ほどのケータリングの話で、霞ヶ浦北小学校、霞ヶ浦中学校、千代田義務教育学校の施設を利用してやるというようなお考えを言っていただきましたが、たしか今現在、自校式は各学校で多少なりともメニューが違ったんですけれども、今回はケータリングに関しては全部同じメニューで進めるような考えでよろしいんでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

基本的な献立は市では1本なんです。ただ、提供日が若干ずれる。これは下稻吉地区の小中学校につきましては委託炊飯、以前から行われておりますし、そのご飯の提供に併せて若干ずらさせていたということです。

今回のケータリングになってきますと、千代田義務教育学校も霞ヶ浦中学校も霞ヶ浦北小学校も自校炊飯でやっているところでありますので、ご飯の提供も併せるということになりますので、いわゆる工事をやる学校につきましては自校炊飯やっているタイミングでみんな同じになるというところでございます。

ただ、食べているものは先ほど申し上げたように献立は1つですので、日にちはずれても同じ給食を食べている、日が違うけれども、食べているという認識はあるかなと思います。

○久松公生委員

そうですけれども、今度はケータリングの期間はご飯の日はご飯の日という説明ですか、今のは。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

自校炊飯の学校と同じ献立になるということです。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ご質問等はないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

[午後2時13分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。

[午後2時15分]

次に、保健福祉部が所管する計画のうち令和7年度・8年度に策定予定計画に係るアンケート調査についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この内容につきましては、保健福祉部で策定する予定の計画についてでございます。

担当部署が幾つかにまたがっている関係がございまして、保健福祉部の提出ということでまとめて説明させていただくことといたしました。説明については太田企画監から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○保健福祉部企画監（太田直樹君）

それでは、保健福祉部が所管する計画のうち令和7年度・8年度にかけまして策定を予定している計画のアンケート調査について説明をさせていただきます。

まず、1点目として、令和7年度にアンケート調査を予定している計画につきましては、3計画がございます。

まず、1番目として、社会福祉課所管の障害福祉計画・障害児福祉計画及び障害者計画です。こちらは障害者基本法等により策定が義務づけられているものであります。現計画については、障害福祉計画・障害児福祉計画が令和6から8年度の3年間、障害者計画については令和6から11年度の6年間の計画となっております。

2番目として、介護長寿課所管の高齢者福祉計画・介護保険事業計画です。こちらは老人福祉法等によりまして策定が義務づけられているものであります。現計画については令和6から8年度の3年間の計画となっております。

また、本計画につきましては、令和7年10月17日に公募型プロポーザル方式による審査を経まして、令和7年10月31日に株式会社ぎょうせい関東支社と随意契約を締結しております。委託期間については、令和7年11月1日から令和9年3月31日までの2か年にまたがる期間となっておりまして、金額は総額で924万円となっております。

3番目として、健康増進課所管の健康かすみがうら21です。こちらは健康増進法により努力義務として策定が求められているものとなりまして、現計画については平成29から令和8年度の10年間の計画となっております。

それぞれの計画につきまして、前回計画策定時におけるアンケートの対象者及び調査の主な内容を記載してございます。調査内容についてはおおむね同様のものとなることが見込まれますが、国の指針や通達等を勘案した上で必要な見直しを加えることになります。

また、健康かすみがうら21につきましては、小中学生もアンケートの調査対象となりますので、教育委員会とも連携をしながら実施してまいります。

続いて、2点目として計画策定の予定ですが、令和7年11月から12月を目途に健康かすみがうら21、健康増進計画に関わるアンケートを実施、令和8年1月から3月を目途に高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画等に係るアンケートを実施、令和8年4月から12月にかけて計画策定委員会の開催、素案について市議会への報告を行うとともに、パブリックコメントを実施、令和9年1月から3月にかけて計画策定委員会で計画案を取りまとめ、市議会へ報告させていただいた上で、令和9年3月以降、市民への周知を進めていくこととなります。

続いて、3点目として、その他保健福祉部で策定を予定している計画につきましては、新型インフルエンザ等対策行動計画を令和7年度に、国民健康保険保健事業総合計画については令和6から11年の6年間の計画となっておりますので、令和8年度に中間評価を行うことになります。地域福祉計画につき

ましては令和5年から9年度の5年間の計画となっておりますので、令和8年度、令和9年度にかけて策定を予定しているところです。

3ページ以降の資料につきましては、各計画の概要を記載したものでありますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

私からは以上となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

保健福祉部として2か年度のこういった計画を出していただけるということで、今までなかつたようなしつらえで、ありがたいなと思っています。

努力義務で、そういうことでいいんですよね、聞くことは、総体的に聞いちやって構わないですか。

○櫻井健一委員長

はい。

○櫻井繁行委員

努力義務で挙げていただいた健康かすみがうら21というところですけれども、これは小学校2年生、小学校5年生、中学校2年生とかちょっとランダムな感じがするんですけども、これはどういったことになっているんですか、お伺いします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

健康増進課、渡邊です。よろしくお願ひいたします。

理由としましては、低学年、高学年という形で幼児の方と。今回、幼児から高齢者まで全体的な健康づくりの計画になりますし、10年前も幼児の方と2年生は低学年、5年生は高学年、中学校ということで、あと高等部という形を取ったのは、少し年齢構成を分けてというところでこの年齢構成にしたところでございます。

○櫻井繁行委員

幼児は小学校に上がる前ですよね。どういったアンケートを取られているんですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

アンケートの内容としては、ここに書いてあるようなお子さんの体の状態とか食事の状態、かかりつけがあるかとかそういうところにはなるんですけども、保護者の方がお子さんの状況を見て、そこを答えていただくようになっています。

○櫻井繁行委員

分かりました。

すごく総体的なざっくりとした質問で部長、申し訳ないんですけども、各計画項目のアンケートの回収率なんていうのはどういうふうになっているんですかね。

○保健福祉部企画監（太田直樹君）

前回の調査におきまして、障害者福祉計画・障害児福祉計画については、配布した票は1,500票配布しまして回答は713票、回収率については47.5%となっております。

続いて、介護保険事業計画については4種類ほどあるんですが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、こちらが700票配布して460票の回答、65.7%、在宅介護実態調査ですと591票配布しまして406票回収で

68.7%の回収率などとなっております。

続いて、健康かすみがうら21については、それぞれ幼児に関しては261票配布しまして144票の回収で55.2%、小学2年生については373票配布して292票回収なので、78.3%、小学5年生につきましては396票配布しまして320票回収ですので、80.8%、中学校2年生については400票配布しまして300票回収いただきまして75.0%、高校1から3年生につきましては314票配布して307票の回収ですので、97.8%、一般の方ですと1,856票配布して1,329票の回答で71.6%、全体では3,600票出して2,692票ということで74.8%の回収率となっております。

○櫻井繁行委員

比較的アンケートの回収率がすごく高いように、もちろん対象者の方々が計画に対して必要な方々に對してのアンケートなので、必要ということをしっかりと改善もしてほしいというところも意見を伝えるためにもしていただいているんでしょうけれども、せっかくこういうふうに新しくまた計画を策定するに当たって対象者のご意見をお伺いするに当たって、新たに回収率をもっと上げていこうみたいなしつらえみたいな、保健福祉部として何か考えていらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

それぞれの計画の中でいろいろ違いはあるかと思うんですけども、障害者計画であれば対象者が一定の方で、サービスというんですか、そういう受益者の方ですので、改めて周知を図って、個別にも通知を出したりしながらやっていくというところがメインかなと思います。

あと、介護計画についても、在宅調査の部分であるとか施設入所の方については、これはもうそこにいらっしゃる方なので、そこについてはその施設の関係者の方を通じてご連絡をしながら進めていくこと。

あと、ニーズ調査の部分で、一般の方については周知を図ったりなどはホームページも含めて周知を図るという部分だと思いますし、健康増進計画については、先ほど言った小中学生については教育委員会さんとも連携しながらやっていきますので、その部分については一緒にやっていきましょうということです。あと、一般の方とか幼児の方についても、そこについてもやっぱり周知を図るしかないのかなと考えているところです。

あとは、実際のアンケートそのものについては、最近は紙での回収というものもありますけれども、併用しながらウェブですか、スマートフォンで読み込んでやっていただく方式も採用していますので、そういうしたものも含めて慣れ親しんでいる方についてはそちらのほうを利用していただいて、回答いただけるようにお願いしたいと考えています。

○櫻井繁行委員

ぜひよろしくお願ひしますというのと、最後にこれは保健福祉部だけのアンケートに限ったことじゃないかもしれないけれども、パブコメのほうの意見は極端に少ないじゃないですか。これはこの計画のほうの対象とは別話になるかもしれないけれども、何かしつらえというのではないですかね。

○保健福祉部長（羽成英明君）

パブリックコメントそのものについては、経営企画課のところが主に窓口の所管をしていまして、ちらの定型の要項というんですかね、そういうのがあってそれに従った形でやっているのが実情でございまして、あとはなるべく概要であるとかといったところもそこに添付した形でご意見いただけるようには考えていきたいなとは考えています。

○櫻井繁行委員

ちょっと管轄が違うから横の連携になってしまふかもしれないけれども、先ほど部長おっしゃったよ

うにウェブでアンケート調査なんかをしながら、より気軽に意見を集約できるようなしつらえをしていくのは、もちろん自治体の地域DXも進んでいっているわけだから、そういった中で、これはどこの市でもそうなのかもしれないですが、少し先進事例、その辺を吸い上げているところも研究していただいて、かすみがうら市全体として考える。もう少しパブリックコメントで市民の意見が入りながら、計画がつくれるような形になっていくと、すごくいい形になるんじゃないのかと。どうしてもパブリックコメントは意見はございませんでしたとみたいな感じが非常に多いので、その辺はぜひ今後も研究していただきたいと思います。

あと、先ほど太田企画監おっしゃっていただいたパーセンテージのところ、ちょっと資料として捉えておきたいので、委員長、委員会のほうに出していただいてもよろしいですか。

○櫻井健一委員長

対応は可能でしょうか。

○保健福祉部企画監（太田直樹君）

はい、分かりました。作成して提出させていただきます。

○櫻井健一委員長

よろしくお願ひします。

ほかにございますでしょうか。

○佐藤文雄委員

前回の計画はいつだったんですか。アンケート、前回はいつやったんですか。

○保健福祉部企画監（太田直樹君）

アンケート調査の実施時期ということでよろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○保健福祉部企画監（太田直樹君）

障害者福祉計画につきましては、令和5年8月1日から8月18日ということで実施しております。令和5年度にアンケートを実施して、令和6年度から8年度の計画をつくったという形でございます。

続きまして、高齢者福祉計画については、これも何個かあるんですけども、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ですと令和5年1月25日から令和5年2月8日、在宅介護実態調査ですと令和4年11月1日から令和5年2月8日、施設入所者の実態調査ですと令和5年2月1日から2月10日、老人ホーム等の実態調査ですと令和5年2月1日から令和5年2月28日。

健康かすみがうら21については、平成27年度にアンケートを行っております。10年前の計画でして、実際の時期はちょっと把握していないんですが、こちらも実施時期と併せて回収率の表にして提出させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○櫻井健一委員長

確認なんですかけども、今、太田企画監が申し出た資料として出していただくところは、健康増進課の健康かすみがうら21についても併せてという資料でよろしいですか。

○保健福祉部企画監（太田直樹君）

はい。

○櫻井健一委員長

それでは、こちらの資料もまたひとつよろしくお願ひいたします。

○佐藤文雄委員

前回の計画状況で今、対象者、調査の主な内容というふうにありましたよね。話をちょっと聞いたら、最初の障害者なんかは合計すると1,500人ですよね。ですから、対象者に流した人数だということですね、（1）、（2）、（3）は全部。前回の数字というのは、回答じゃなくて、出した人数だということでおろしいですね。

○櫻井健一委員長

答弁いただけますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

前回の調査の内容についてもこういう内容がやられたということで、今回も同じ対象者、それから同じ調査の内容というふうに理解してよろしいですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

基本的には同じなんですけれども、ただ、制度改正で聞かなくちゃいけない部分があつたりとかするのであるので、その部分については若干対象者も増えるし、アンケートの項目も増える部分はあるかと思うんですけれども、基本的なところは同じ内容です。

○佐藤文雄委員

じゃ、そういう新しい項目もあるのであれば、新しい項目についても後でいいですから、教えてください。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今、着手しているもので健康増進のアンケートについては11月にやるので、ほぼ内容は決まっていると思うんですけども、介護の部分と障害者の部分についてはこれから詳細を詰めてということになるので、その内容についてはそれ以降であればご説明できるかなと思います。

○佐藤文雄委員

いいです。

○櫻井健一委員長

これは時期がずれても、先にできたところだけ送ってもらっていく形でいいですか、そろえたほうがいいですか。

○佐藤文雄委員

そろえなくていいです。

○櫻井健一委員長

じゃ、でき次第、送っていただくという形でよろしくお願ひいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

分かりました。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○井出有史副委員長

アンケートの対象者に関してなんなんですけれども、基本的にはここに示されている本人のみのアンケートになっているんですか、それとも障害者と一緒に暮らす家族とか、在宅介護であれば介護している家族の意向も調査をする範囲になっているのか、確認したいです。

○保健福祉部長（羽成英明君）

先ほどもあったとおり、普通といったらあれですけれども、書ける方については書いていただくんですけども、例えば介助が必要な方とか家族の状況をアンケートとして書いていただく場合もあるので、全員が本人というわけではないです。

○井出有史副委員長

書けない方が代わりに書いてくれているだけで、書ける方の家族もいるじゃないですか。そういう方に対するアンケートは実施をしていないということか。実際、障害を持っている家族とか、在宅で介護している家族の意向もすごく大事になってくると思うんですけども、そういう方たちの意見も聞いたほうがより実態を把握できると思うんですけども。

○保健福祉部長（羽成英明君）

在宅介護の方については、在宅介護の介護者、家の方に書いていただくようなということです。

○井出有史副委員長

障害者に関しても。

○保健福祉部長（羽成英明君）

障害者についても、障害者の保護者、介護者とかです。

○井出有史副委員長

それでは、本人だけじゃなくて、家族も含まれているアンケートの内容になっているということでおろしいですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○井出有史副委員長

分かりました。

○櫻井健一委員長

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。 [午後2時38分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後2時44分]

次に、市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

説明させていただく前に、1点図面がございまして、それを追加で提出させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○櫻井健一委員長

それでは、お配りいただくように。

暫時休憩いたします。 [午後2時45分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後2時46分]

○保健福祉部長（羽成英明君）

それでは、説明は社会福祉課、君崎課長から説明をいたします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

社会福祉課の君崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

まずは、条例改正の目的でございますが、やまゆり館においては、市民の方の健康維持と社会参加を支援する健康増進事業や子育て支援事業を展開し、市民福祉の拠点として機能をしているところでございます。より多くの方に施設をご利用いただけるよう利用機会の拡充を目的として、当該条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、資料の1ページにあります改正前と改正後をまとめた表をご覧いただければと思います。

まず、休館日につきましては、現在、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を休館日としておりますが、これを月曜日に変更し、月曜日が休日と重なる場合はその翌日の最も近い平日を休館日とするものとしております。

続いて、表のほう少し飛ばしまして、下の子育てルームの欄をご覧いただければと思います。

子育てルームの利用につきましては、現在、月曜日から金曜日までとしておりますが、これを火曜日から土曜日までに変更するとともに、日曜日及び休日に限り、子育てルームのうちの一部であるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室を無料で開放するものでございます。

以上の内容を簡単にまとめたものが資料2ページの2番の休館日変更後の施設利用についての表でございます。

上段の表は現在の施設利用を示しております、子育てルームにおいては月曜日から金曜日まで、健康づくりコーナー及び会議室・相談室・ホールは月曜日から土曜日までが利用可能となってございます。

2段目以降の表が改正後の内容を示しております、まず2段目の表は、休館日を月曜日とした場合の基本的なケースでございます。月曜日が休館となり、子育てルームは火曜日から土曜日までの利用としまして、日曜日は子育てルームの一部を無料開放いたします。また、健康づくりコーナー及び会議室・相談室・ホールは、火曜日から日曜日まで利用可能となるものでございます。

3段目の表は、月曜日が休日、祝日と重なった場合、その翌日の最も近い平日が仮に火曜日となるケースを示しております。この場合、月曜日は開館日となりまして、火曜日が休館日となります。なお、子育てルームは月曜日及び日曜日を一部無料開放いたします。

4段目の表は、火曜日から土曜日までの間に休日があるケースでございます。この場合、健康づくりコーナー及び会議室・相談室・ホールは通常どおり利用可能でございますが、子育てルームは休日及び日曜日を一部無料開放する内容でございます。

以上が施設利用の各種ケースについての説明でございます。

資料の1ページに戻りまして、改正前後をまとめた表をまたご覧いただければと思います。

その項目の欄の使用の許可をご覧いただければと思います。

こちらは先ほどご説明した子育てルームの一部無料開放について、使用許可申請を不要とする内容となっております。

続いて、その下の使用の制限の欄でございます。

これまで営利目的での利用を制限していたものを、営利目的の場合でも利用可能とする内容となって

ございます。

続いて、一番下の段、子育てルームの使用者の欄でございます。

これまで利用できる範囲は、0歳児以上3歳児以下の乳幼児及びその保護者等としておりましたが、今回、0歳児から小学校就学前の乳幼児及びその保護者等に改めまして、利用の拡充を図る内容となってございます。

最後に、これらの改正の施行日についてですが、施行日は令和8年4月1日とすることを考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、今月18日、全員協議会でも同様な説明を行った上で、第4回定例会で条例改正案を上程する予定でございます。条例案が可決された場合は、年明け早々に市民全体の周知と施設利用者にも周知を図っていきたいと考えてございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

休館日を日曜日から月曜日にしていただけるということで、市民の方々にとって非常にありがたいことだと思うんですけども、もう一点、営利目的の催物にあっても利用が可能になるというお話、課長からありましたけれども、その営利目的での活用についての利用料金、例えば今まで従来であれば減免申請があつたりとか様々なケースが、市内と市外で料金体系変わつたりすると思うんですが、改めて料金体系も含めて営利目的についてのケースをお伺いしたいんですが。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

会議室につきましては既に公の施設の使用料等に関する条例で規定されておりまして、これに基づきまして算出をすることになります。

例えば個人または団体が営利目的で使用する場合は、通常の金額の2倍。

[「幾らですか」と呼ぶ者あり]

○社会福祉課長（君崎高弘君）

例えばなんですかとも、会議室の場所によって違うんですけれども、一つの例でいきますと、会議室を借りた場合、市外の方ですと1時間当たり360円かかるんですけれども、それが営利目的で使用する場合はその2倍の720円。そのほか営利目的の場合でも、販売とか入場料を徴収する場合においては、通常の料金の5倍という設定もありますので、例えば1時間当たり360円でありますと、そういう場合だと1,800円という料金設定になります。

○櫻井繁行委員

市内と市外も含めてその辺もしっかり周知をして、使い勝手よくなっていくということになると思うので、金額云々申し上げる気ありませんけれども、しっかりその点を周知をしていただいて進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○櫻井健一委員長

ほかにございますでしょうか。

○佐藤文雄委員

もちろん日曜日があそこ開いていないというのが非常に不便だというのが、私もそう思っていますので、月曜日というのはいいと思うんですが、今、櫻井繁行委員が言ったように営利目的とする催しというのを使用可にしたその根拠は何なんですか。どういうイメージなのか、よく分からないんだけれども、

教えていただけますか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

既にコミュニティセンターなどは営利目的の利用が可能となっておりまして、やまゆり館においてもこれにならった形を今回採用しております。また、営利目的にすることで、日曜とか祝日の民間の方とかそういったイベントの開催なども促進されるのかなということも想定しております。さらに施設利用の機会が広がりまして、施設の認知度もさらに向上するのかなということで考えております。

○佐藤文雄委員

下稻吉コミュニティセンター、いわゆる働く女性の家でもそういう実際にやられた結果もあるということなんですか。どういうのがやられたのか、分かりますか。教えていただけますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

たまにですけれども、新聞広告などで宝石だか健康の教室ですか、そういう募集みたいなものもチラシの中に入っていますので、そういったところの使い方もあるのかなと思います。あとは、民間企業の採用試験で、結局会社の事務室がないとかという状況でその場所を使いたいとか、そういった方に面接会場として貸し出すということもあるかなと。

○櫻井健一委員長

ほかにございますでしょうか。

○久松公生委員

日曜日も開放するという話は分かったんですが、子育てルームの件についてお伺いします。

これまで月曜日から金曜日までで、子育てルームということで大体、未就園児が来ていて、料金が1日料金とか1か月料金とかと設定あったと思うんですが、今回は日曜・祝日に限っては無料開放ということなので、保育士もいないし、ただ場所を貸すという意味で無料開放ということなんでしょうか、お伺いします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

委員おっしゃるとおりです。

○久松公生委員

そうなってくると、たしか私も何回かはやまゆり館は足を運ばせてもらったりとかしているんですが、あそこは0歳児とか1歳児とかに非常に人気で、そういった若い子どもができたての親御さんとかそういうことで交流していると思うんですが、多分一番気をつけているのが衛生面とか環境面とかそういったところで、いつも整理整頓されているようなイメージがあるんですが、こうやって無料開放をしたときに、その辺の例えば0歳児とか1歳児の子がおもちゃをなめたとか何とかといった場合には、多分、普段は消毒とかして衛生面とかそういうのに気をつけていると思うんですが、そういったこととかそういった管理というか、そういう面は無料開放、何もしないでただ貸してやりっ放しというか、そういった意味なのか、それともそういうところまで考えての無料開放ということか、何か秘策というかそういった内容があれば教えていただきたいと思います。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

今、久松委員のほうが懸念されたことでございますが、今回のやまゆり館の子育てルームにはかなりのおもちゃの量がありまして、無料開放した後、やはりすぐ平日の利用となりますので、そこはおもちゃをある程度、ローテーションで回せるような、例えば10あるおもちゃのうち半分の5を使って、5は消毒したまま平日使えるように。平日使っている間に、無料開放でしたおもちゃを消毒してまた使えるようにというようなことで、一気に全部のおもちゃを開放するわけではなく、部分的なおもちゃの開放

にする予定では考えています。

○久松公生委員

今の話ですと、そうすると無料開放が終わった次の普通の開館日には、ほかのおもちゃを使いながら開館して、その間に消毒なり何かをして入れ替えるというか、そういったふうな意味合いでの今の答弁ですかね。

○保健福祉部長（羽成英明君）

やまゆり館の子育てルームの時間についても、たしか9時半から夕方の4時半の利用時間なので、終わった後にできる部分についてはやりますし、当日の朝でも出勤した後には消毒とかをやって、できる範囲で消毒をしていって提供する際にはそれがないように対応していきたい、このように思います。

○久松公生委員

おもちゃを半分にして工夫してやるということと、最後、その下に利用者、小学校就学前まで範囲を広げたんですけれども、0歳児、1歳児、2歳児、おもちゃの中身が少し幼稚というか、そういったのが多分多いと思うんですね。また、就学前となると4歳、5歳でかなり大きくなって力も強いし、破損というか壊れるというか、多分そういったことも。

以前、4歳児頃までは多分あそこに行けたと思うんですが、5歳児はやっぱり0歳児、1歳児に比べて動きも活発ですし、そういったことで0歳児とか1歳児にぶつかっちゃったりとか、動き回ると思うんですね。そういった安全面、管理人とか監視員とかいない中で、保護者は一緒に行くんでしょうけれども、そういったときの対処というか、管理面というかそういったことはどういうふうに考えているのか、お聞きします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

今回の改正で、無料開放の場合は使用許可申請は不要とすることにはなっているんですけども、今考えているのは、やはりそれでは懸念されるような利用者の不特定な方というのもありますので、利用者の入退室状況を把握するための簡単な届出みたいなのを、使うときは提出するような形でお願いするようなことを検討しています。

そういったことで誰がというのは分かるような形にしたいのと、あと就学前ということで今回拡充するわけなんですけれども、ここはやはりいろんなお子さんもいる中で、家族で無料開放のときは利用できるというところもメリットの一つで今回ありますので、そういったことで幅広い層が利用することで利用全体の支援が拡充されるのかという狙いもありますので、そこは幅を広げております。

○久松公生委員

じゃ、今の話ですと、家族の名前とかその日そこを使う人の名前を書いてもらって、どの家族が来ているとかというのは把握するということで、となりますとそこにはやっぱり管理人さんというかそういった体制、日曜日とか祝日の管理体制、やまゆり館全体のは何名ぐらいというか、そういうのはどういうふうに考えているんでしょうか、お伺いします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

今、想定しているのは、もう既に土曜日はシルバー人材センターの方にお願いしております、今回改正後の内容も、そういった休みの日はシルバー人材センターの方にお願いして管理のほうを業務委託する予定でございます。

○久松公生委員

ちなみに何名でしょう。今回、子育てルーム開放とかとなると範囲が広がりますので、少し目が届くというかそういうものもあると思うんですが、何名ぐらいを考えているんでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

今現在、休みの職員が対応できないときはシルバー人材1名なので、4月1日以降も今のところ1名体制、シルバー人材の方には1名ということでの想定はしています。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○井出有史副委員長

無料開放をすることで利用者が増えるのは少し想定はされるんですけども、子ども同士のトラブルとかもそういったところで増えるのかなというのもある中で、そういった責任の所在というのは何か決めとかあるんですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

家族同士なり、お子さん同士のその辺のルールというのは特段相対になってしまふかもしれません、施設を使用するルールなり、そういうことでのトラブルの注意などは今後始まるときには注意喚起はしていきたいと考えています。

○井出有史副委員長

施設利用規則みたいな、そういうものは今のところない。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。

[午後3時05分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。

[午後3時06分]

○社会福祉課長（君崎高弘君）

やまゆり館の利用につきましては、設管条例の施行規則である程度、使用制限だったり、そちらのルールのほうは規定はしていますので、ただそこは市民の方だったり、利用する方がもう少し分かるような形でそういうことでその辺の規定したいと思いますし、分かるような形で今後ちょっと発信などしていければと思っております。

○井出有史副委員長

せっかく無料開放で市民利用しやすい形になると思うので、そういう方たちに施設を楽しく使ってもらえるように周知のほうをしっかりお願いしたいと思います。

○佐藤文雄委員

井出委員の関連で、今、私が暫時休憩で言ったと思いますが、大人のほうはいいんですよ、子育てでやはり集中的に話があったので、子育てしているお母さんに、お父さんでもいいです、その方にこういう形でやっていますからこれをお願いしたいと思いますというそういうマニュアルというか、それをちゃんと作ってお渡しをするというふうに。令和8年4月1日からですから、それも設置及び管理に関する条例に書いてありますと言つただけじゃ、設置及び管理に関する条例なんかには何も書いていないよ。そういう具体的なルールというかそういうものをきちんとつくって、利用者にお渡しするということが必要なんじゃないかということなんですね、いかがですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

先ほど久松委員にもお答えしたとおり、利用者が使うときには入退室状況のそういう簡単な届出はしてもらうような想定でいますので、その際にそういう様式の横だったり、裏面だったり、そういうところでもそういうルールなども記した上で利用者には守ってもらうような形で検討したいと思います。

○佐藤文雄委員

文書化したやつですよ。こういう形でお願いしていますというふうにして、それで確認をするという、そういう文書化されたものを作っていただきたいと。それを令和8年4月1日までに用意してもらわないといけないんじゃないかなということなんです。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

そういった周知もさせていただきたいと思いますし、先ほど申し上げた入退室状況の用紙も個人、家族ごとにお渡しすることを今検討していますので、そこでも分かるような形も取りたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

1点、いいですか。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

日曜日に使えるようになるとすると、会議室を使いたい話が働く女性の家のほうから使っているところの人たちが流れてくる可能性が多いと思うんですけども、今、会議室はすごく少ない状態で、ホールというところが開放されていると思うんですけども、どうしても会議をするに当たっては予約を取らなくちゃいけなくて、それに対する対策というか、パーティション引いてですとか、ホールの5人分とかテーブル2つを予約できるみたいなことの対策なども必要になってくるかなと思うんですけども、そういう想定というのは今のところどのようになっていますでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

今のところ、ホール自体は誰でもフリーに利用できる形を取っていますので、そこにパーティションを向けてというのは考えてはいないんですけども、ただ、限られた会議室が2つとあと相談室1つということなので、それにつきましてはやはり従来どおりの予約の方法になってしまいます。

○櫻井健一委員長

始まってからそのような要望が多いときには対応いただければと思うんですけども、働く女性の家から比べてすごく会議室が少ないので、使いたい近所の人は多くて、日曜日がやっていなかったと今までの声もありますので、それに対する対応をコミュニティールームだけではなくて、何かしら考えていただきたいということと、あとコミュニティーでイベントなどに開放ということなんですが、あそこに駐車場がありますけれども、そこに対するキッチンカーみたいな想定なんかもあるんでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

そういった要望があれば、今後は営利目的が可能であれば、可能かと考えています。

○櫻井健一委員長

それでは、そこはほかの施設にならって、そこも用意しておいていただけるといいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井健一委員長

以上で委員長職に戻ります。

ほかにございますか。

○久松公生委員

先ほどの設置及び管理に関する条例とかという話で、課長のほうからそういったこともやっていくという話だったんですが、それと同時に子育てルームとか乳児ルームとか使い方、基本的なんですけれども、整理整頓しましょうとか、申合せで使いましょうとかそういった喚起というか表示で、親と子どもが来ますので、一定の文面とかそういうので、ある程度大きな字で分かるような、そういったものも必要になるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

そういったことで、今後、考えていきたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等ないようですので、本件は終結いたします。

次に、市立やまゆり保育所の民営化に伴う資産譲渡等についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

子育て支援課、越渡課長から説明いたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、市立やまゆり保育所の民営化に伴う資産譲渡等についてご説明いたします。

1、経過になります。

現在、民営化を進めている市立やまゆり保育所は、令和7年1月31日に開催いたしました市立保育所運営事業者選考委員会において、学校法人明光学園が運営事業者として選考されました。5月23日には基本協定を締結いたしました。

また、保護者代表、明光学園及び本市の3者による民営化に係る実行委員会を設置いたしまして、円滑な民営化に向けた合意形成の協議を進めているところでございます。

2、無償譲渡について。

市立やまゆり保育所の運営主体を学校法人明光学園へ移管するに当たりまして、同保育施設を無償譲渡するため、地方自治法の規定によりまして、令和7年第4回定例会において、議会の議決を求めるものでございます。

3、無償譲渡及び無償貸与する理由。

学校法人明光学園は、小美玉市で系列法人を含めまして複数の保育園や児童養護施設などを運営する実績を有する法人でございます。音楽情操、英語教育など専門教育を実施しております、保育内容の充実が期待されます。

民営化後も保護者の意向を踏まえながら保育環境の充実に取り組む予定で、市が現在雇用しております保育士も継続して雇用をする意向を示しており、円滑な民営化移行が期待されます。

また、現在、市が負担しているやまゆり保育所の運営費が民営化によりまして、令和6年度決算額で換算しますと7700万円程度の削減となります。

建設時には国・県から2億1073万6000円の補助金の交付を受けておりますが、経過年数10年以上の財産処分、学校法人への無償譲渡であることで、補助金返還は不要になる見込みでございます。

民営化後は、学校法人明光学園に対し市内認定こども園給付費として年間1億円程度が交付され、安

定的な経営基盤の確立と子育て環境の充実が図られます。年間1億円の給付なんですが、国が2分の1、県が4分の1、市4分の1というふうな内訳になっております。

以上のことから、建物等を無償譲渡するとともに、民営化当初の3年間は敷地を無償貸与といたします。

4、譲渡する財産等について。

(1) 無償譲渡する財産。

こちらやまゆり保育所の園舎を含めまして4棟、合計床面積で2,038.74平方メートルとなります。

無償譲渡の相手方。

学校法人明光学園となります。

(3) こちら参考価格として、不動産鑑定評価をいたしまして6072万円となっております。

(4) 無償譲渡をする時期。

令和8年4月1日になります。

5、無償貸与する財産について。

民営化後の経営安定には一定の期間が必要でありますので、敷地は3年間を無償貸与として、この期間中に良好な保育運営が認められる場合には、無償譲渡を検討いたします。

無償貸与する財産等の概要ですが、(1) 無償貸与する土地、かすみがうら市五反田298番20外6筆となります。合計面積で1万2713平方メートル。

(2) 参考価格。

こちらも不動産鑑定評価額として、4525万円となります。

(3) 無償貸与の期間ですが、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

参考1といたしまして、学校法人明光学園について。

学校法人明光学園は、(1) 運営施設のルンビニ一学園幼稚園のほか、(2) の系列施設6施設を運営しております。

参考2、かすみがうら市立やまゆり保育所民営化に係る実行委員会について。

民営化を進めるに当たりまして、保護者代表、学校法人明光学園、本市の3者で今まで3回の実行委員会を開催し、(3) の主な合意事項について協議し、合意しております。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

やまゆり保育所は建設はいつですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

平成9年になります。

○佐藤文雄委員

ということは何年たっているか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

28年です。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

この表を見させていただくと、やまゆり保育所は運営経費が7700万円かかっていますということが分かって、そういった中で民営化移行後は年間1億円程度の交付があるという話がありましたので、何か考え方によると、地代だけでも年間、協議の上での話かもしれませんけれども、頂くことというのは可能なんじやないのかな、なんていうふうに、この資料だけを見ると単純に計算するとそういうふうに考えてしまうところもあるんですけれども、どういったところで無償譲渡というところの話になったのか、お伺いします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

土地のほうですか。

○櫻井繁行委員

すみません、聞き方があれでしたけれども、全体的に建物は無償譲渡で、土地に関しては無償貸与という形、3年間なのかもしれませんけれども、そうはいっても、土地についても、初めから交付金が1億円程度入る見込みがあるわけですから、運営経費を引いてもそれなりの何となく財源的には余裕があるのかなというところが見てとれてしまうと思うんです、この資料だけを見ると。なので、その辺をお聞きしたかったんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

最初の建物の無償譲渡なんですけれども、こちらはまず無償譲渡することによりまして、先ほど来より説明しております市の維持管理費が削減できます。無償譲渡を受けた明光学園は大規模修繕、そういったときに国・県の補助が受けられるようになります。現在、国・県補助につきましては公立保育所についてはありませんので、ソフト事業もハード事業も一般財源での負担という厳しい状況になっております。加えまして、民間保育施設に関しましては国・県等の補助が受けられるようになっておりますので、こちらはソフト事業もハード事業も受けられますので、譲渡することによりまして市でも経費削減、明光学園でも大規模修繕の際には補助が受けられるというメリットがあります。

土地の貸与ですけれども、まず事業者の運営コストが軽減されます。それによりまして、その分を保育の質の向上、保育士の待遇改善、こういったものに充てていただき、経営の安定化と保育サービスの充実を図っていただくというところが目的でございます。

無償貸与につきましては議会の議決に付すべき内容ではございませんけれども、こちらにつきましては公益上、学校法人となりますので、無償貸与することも可能となっております。

簡単ですが、以上でございます。

○櫻井繁行委員

分かりました。

最終的には議決案件になると思うんですけども、我が市においても、また明光学園にとってもメリットお互いあると思うので、その辺の利点を教えていただきながら、無償貸与については3年ないし4年で契約を更新して、そのときの経営状況を見てというお話、地代を少しでも年間頂けるかどうかというお話になるかもしれませんけれども、その辺のところを少し取決めも含めて分かりやすいような資料を作成いただけすると、もちろん利活用、民間活躍していただけることはありがたいことだと私も思っていますから、そういったことで定例会のほうには上がってくるわけですよね。第4回定例会のほうに。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

そうです。建物の譲渡についてはご提案させていただきます。

○櫻井繁行委員

分かりました。

建物の無償譲渡ということでしょうけれども、それに付随をする無償貸与のところも議案に關係あるかないかというところも含めまして、関連ですからしっかりと説明をしていただきながら、議案審査特別委員会のほうにも臨んでいただければと思うんですけども、いかがですかね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

建物の譲渡につきましては、議案として提出をさせていただきます。

土地の貸与につきましても、現在この皆さんご覧なっている資料を提出する予定ではございますが、まだいろいろと決まっていない部分もございますので、決まっているような部分につきましては何らかの資料の提出を考えてまいりたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

市の保育園の運営費というのは、一般財源化されただけでちゃんと交付税措置はされているんですよ。文部科学省でもちゃんとそのこと言っていますからね、間違いなの、だから。市は負担していると、運営経費となっているでしょう。これは交付税措置されているんですよ。ただ、一般財源化になったからそういうふうに見ているだけであって、そういう新しいものを造るにしても、それなりに国からの支援はできるということを確認していますから、これ間違います。改めて確認してくれますか、一般財源。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

佐藤委員のご指摘のとおり、交付税措置はされております。ただ、金額と内訳は分からずの状況ですので、一般財源化という一般的な表現で表記しております。ご理解をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

だから、あたかも民営化すると運営費が浮くよというような言い方が間違っていると言っているの。一般財源化されているわけだから、本来ならばカットする必要があるよ、削減できると。だって、交付税措置されているんだもの。ほかに使っちゃっているんだよ。

今現在はやまゆり保育所は明光学園に行ってないから、その分は適切に使われているんですよ。その分はちゃんと理解していないと、間違います、これ。これは訂正してください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

修正したもので提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

それで、今、土地の問題は、これは今回の議決案件じゃないと。3年間、様子を見て、非常にいい保育をやっているということになつたら、また議案として出すということですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

運営状況等を見まして、3年後、無償譲渡については検討いたします。

○佐藤文雄委員

検討した段階でオーケーだった場合は、無償譲渡ということを提案することなんですね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

土地まで譲渡すること自体は、法的に問題ないんですかね。土地は市が購入したわけですよね。保育施設は保育施設だと思いますが、それを無償譲渡というのは問題ないんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

基本的には、議会の議決を得られれば問題ないと思います。特に公益上の必要性、そして譲渡の相手が学校法人である、そういったところで問題はないかなと考えております。

○佐藤文雄委員

議会の議決があれば、はいよと提供できるということなんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

原則として適正な対価を得る必要がございますが、公益上の必要性が認められ、議会の議決を経るなど適正な手続を踏めば問題ないかと考えております。

○佐藤文雄委員

相手にとっては、土地まで頂くということになっちゃうわね。これは旧千代田町だったけれども、旧千代田町が購入して、ということは無償提供する、何か矛盾しているような気がしますよね。ちょっと研究してみたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

今、佐藤委員の中にもありましたけれども、3年後において、期間中に良好な保育運営が認められる場合というような文言ですけれども、これは何か基準、算定の基準というのは設けられてあるものなんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

基準はありませんが、施設の状態、経営状況、こちらが非常に重要なとは思うんですけども、それに加えまして保護者の聞き取りなどで判断していくような形になるのかなと。

○櫻井健一委員長

その調査ですか、例えば園に対してこういうクレームが来ているよとかという調査というのはどこがやることになるんですか。越渡課長の課でやられるんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

保育施設に関しましては現在子育て支援課で管轄しておりますので、クレーム対応については子育て支援課が行います。

○櫻井健一委員長

例えばそれは半年とか1年とか毎月とかそういう状況を報告、園からするとかというような取決めがないと、3年後に担当が替わられたりすとかそういうことがあったときに把握ができなかつたり、申し送りができないと思うんですけども、そこまで厳重にやって、市の財産ですから、それではいいだろうというような判断ができないと、すごく佐藤委員が心配するようなことになってしまうと思うんですね。

そういったことも踏まえて、3年後に対して準備しておかないといけないのかなと思うんですけども、そこに対して何か今からつくるですか、あれば教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

先ほども申し上げましたとおり判断基準といいますか、そういうものはございませんので、ただいま質問の中にあった半年ごととか1年ごととかの評価、そういうものをしていく必要があるのではないか

ということでしたけれども、そういったことも含めまして今後、3年後の評価に向けて、判断、検討材料となるものをつくりていきたいと考えます。

○櫻井健一委員長

分かりました。お願ひします。

○櫻井健一委員長

委員長職を戻していただきます。

ほかに質問等ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等ございませんので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代になります。

暫時休憩いたします。

[午後3時35分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。

[午後3時37分]

その他の件です。

○教育部長（仲澤 勤君）

それでは、事件の（5）番、その他でございますが、体育施設の安全対策についてということで、わかぐり運動公園の一部閉鎖について報告をさせていただきます。説明は生涯学習課、山口課長のほうからいたします。よろしくお願ひします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○生涯学習課長（山口由晃君）

体育施設の安全対策についてということで、わかぐり運動公園の一部閉鎖ということで、ご説明をさせていただきます。

わかぐり運動公園につきましては、以前より隣接するゴルフ練習場からゴルフボールが飛来してくる状況にあります。平成28年度には、隣接するゴルフ練習場から飛来、落下するゴルフボール問題の今後の対応について、市の顧問弁護士と法律相談を行い、施設に対し改善を求める通知を出し、施設の代表者と協議を進めてきた経緯がございます。その経過等につきましては、当時、文教厚生委員会のほうで報告をさせていただいております。

以上のこともあり、ゴルフボールの飛来につきましては、毎朝、現在も施設管理人におきまして確認を行っていただき、担当課のほうに報告をいただいている状況でございます。

その後、ゴルフボールの飛来につきましては、施設側の飛来防止策の履行により軽減している状況にありましたが、飛来が解消されることなく、本日の資料にありますように、1ページのところに令和7年9月24日ということで事故が発生しております。わかぐり運動公園多目的広場を歩いていた方の足に当たるという、人身の事故が発生したということでございました。

その報告につきましては、10月6日に被害者より市の総務課のほうに一報がありまして、担当の生涯学習課のほうに話があった後、折り返し本人のほうに連絡をさせていただきまして、事故の状況の確認を行っております。

その翌日ということで10月7日に施設の代表者のほうに連絡をし、直接お会いをして状況の確認をしました。

その後、10月8日になりました、市長、副市長へ事故の経過の説明を行っております。その際に、再度、弁護士相談を行うよう話がありましたので、弁護士相談の総務課の担当のほうと話をしまして日程調整を行いまして、10月21日ということで弁護士相談を実施しております。

その際に、資料にも記載のとおり、弁護士のほうから何点か助言指導を受けております。その内容につきましては、概略的には、もし市のほうでもゴルフボールが飛来してくる状況を知りながら、何も対策しなかったときには、被害者から市のほうが安全配慮義務違反で訴えらえることはあり得るという助言と、また妨害予防請求権については訴訟を行うことは可能であるということですが、ただ、敷地が借地でありますので、その辺についてはできるかどうかということについて、今、弁護士のほうでも調査をしていただいている状況でございます。

最後の黒ポチですけれども、公園の制限等を記載して竜商事のほうに通知するのは問題ないが、公園利用の制限を設けるのは行政側であり、施設のほうに知らせる必要ないということでしたが、施設等を封鎖するときには一応通知をしてお話をし、封鎖をしている状況でございます。

また、制限を設けたときの制限区域の借地料のことにつきましては、請求することはできると考えるというふうに弁護士のほうから助言をいただいております。

それらの結果につきまして報告した後、市のほうでわかぐり運動公園の一部閉鎖ということで決めまして、その段階で施設予約の入っていた団体及び個人に連絡を行い、予約日の振替や代替施設への振替を完了した後、10月29日に資料2の記載のとおり施設を封鎖しております。

資料2をご覧いただければと思います。

わかぐり運動公園のグラウンドなんですけれども、ソフトボールが4面取れるグラウンドなんですけれども、半分ということで練習場側の2面分のところを立入禁止ということで、赤いラインのところはポールとトラロープで仕切ってあります。通路、歩く方、ウォーキングとか走っている方もいるんですけども、通路のところにつきましては黄色の印で記載をさせていただいておりますが、カラーコーンとかで立入禁止ということで掲示とともに、立入禁止の制限をしている状況でございます。

同じく資料1のほうに戻っていただきまして、その同日、10月29日の午前中に封鎖をしまして、その日の午後になりますが、ゴルフ練習場の代表者のほうにお会いしまして、改善文書のお願いということで資料1のほうになりますが、お渡ししている状況でございます。

次の資料3ということになりますが、こちらは今までの市とゴルフ練習場での過去の経過、通知等を交わした状況を記載したものとなっております。

また、一番下の過去のゴルフボール飛来数ということで直近の3年間なんですけれども、年間の数になっております。グラウンド内、グラウンド外、ネット上ということで、合計の数を書いてあります。10年前と比べると、年々確かに飛来は減っている状況でございます。10年前は年間でいうと1,000個とか2,000個とかという数が飛んできた状況で報告をさせていただいておりますが、減ってはいるにもかかわらず、飛来がなくなるということではありませんので、今回、封鎖した状況でございます。

今後、封鎖した箇所につきましては、改善状況、改善計画の提出の中身の確認と状況、改善を実施していただき、またゴルフボールの飛来状況の確認をした上で決定していくかたいと考えております。

また、利用者への周知方法として、昨日ですが、運動公園の一部閉鎖ということでホームページの掲載を行ったところでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、この件についてご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

以前にもこういう話がありましたよね。それでネットを確保したと思うんですよね。それから問題は起きていないとは思うんだけども、今回、令和7年に限って直接ぶつかったというのが1件出ましたよね。それまでは全くないよね。

○生涯学習課長（山口由晃君）

平成28年以前というのは何回か車に当たったりとか、人に当たったりというのがあって、それ以降については報告受けていなくて、苦情もほぼなくなってきた状況なんですかけども、今回、飛んできたボールがワンバウンドで足に当たったということで聞いております。

○佐藤文雄委員

これは龍商事で矢口龍人議員の経営するゴルフ練習場だと思うんですけども、これは矢口龍人議員に資料を見ると改善についてというのを出していますよね、10月29日に。改善が11月13日を期限に提出するとなっていますよね。今日は6日。その前に話はしていなかつたんですか。矢口龍人議員とその前に事実関係はもう既に話ししているわけでしょう、ぶつかったと。ワンバウンドかツーバウンドか分からぬけれども、足に当たって。これはだから、足に当たった人も個人は分かるわけだよね、実際に。

○生涯学習課長（山口由晃君）

資料1の説明させていただいたんですが、10月6日に被害者から報告がありまして10月7日に直接お会いして、やはり今まで対応をしていただいている部分はあるんですけども、新たな改善とかさらなる対策の徹底ということはお話をさせていただいております。そのときは口頭でお話をさせていただいております。

○佐藤文雄委員

そのときにどういうふうに答えていたんですかね。

○生涯学習課長（山口由晃君）

資料1にもあるように、平成28年のときに何点か対応策ということで回答していただいている部分には、ある程度対応している部分があるということでしたので、その辺についてはまず徹底していただきたいということをお話しさせていただいたのと、あと今後、新たな今回事故がありましたので、さらなる改善策というのは必要であるというお話をさせていただいております。

○櫻井繁行委員

ちょうど僕も昨日か今日か、かすみがうら市のホームページ確認して、トップにあったので、今日添付されているような資料、平面図みたいなのがついていたので、確認はさせてもらったんですけども、今、時期的にもスポーツの秋で、多分週末、土日に関してはグラウンド、今、課長おっしゃったようにソフトボール2面、そういう理由によって立入禁止、使えない状況にあると思っていて、それは正直言うと市民が犠牲になっているというところがあると思うんだけども、これ物すごい数の苦情ないしそういった問合せは生涯学習課のほうには来ているんですか、いかがなんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

閉鎖後につきましては直接の問合せというのは1件あります、メールであったということでそれはお答えさせていただいているという状況で、そのほかは直接はありませんが、グラウンドだけではなく、歩いている人が結構いますので、ウォーキングの方がどちらかというと通路、今通れないで、戻ってとそういう方が結構多いので……

[「あそこはぐるっと回っているものね」と呼ぶ者あり]

○生涯学習課長（山口由晃君）

本来は回れるところなんですかけれども、そういう方のほうが申し訳ないかなと。

○櫻井繁行委員

先ほどおっしゃった顧問弁護士に相談して、安全配慮義務違反になる可能性がある。わかつり運動公園の管理者が本市になるので、そういったところの過失の可能性があるよということでの安全策としての立入禁止だと思うんですけれども、現状、ゴルフ練習場というのは営業されているんですか、現時点において。

○生涯学習課長（山口由晃君）

営業はしております。

○櫻井繁行委員

最終的に今、資料確認して、令和7年11月13日に改善報告書というものが練習場のほうから上がってくるというお話がありましたけれども、その内容によってまだまだ安全性が担保されないというふうになつた場合には見通しが立たない状態になるのか、もしくは改善報告書というものがしっかりと担保されていれば、それは恐らく公園のほうにゴルフボールが入らないということになるんでしょうけれども、そういった計画書が来るなどを今のところ待っているというか、今どういった状況なんですかね。例えば練習場側に対して、あとは本市としての考え方、その辺今後の見通しも含めてお伺いします。

○生涯学習課長（山口由晃君）

現状といたしましては、10月29日、資料1のとおり改善計画の提出を求めている状況でございまして、11月13日というのは一応文書の規定ではないですけれども、2週間の猶予を取っている状況でございます。その間につきましては、当然、飛来のボールが0個ではないので、安全を考慮しまして現状として封鎖している状況でございます。

11月13日までに基本的に対応策というのは出てくるとは思うんですけども、その後につきましても、改善策が実施され、安全が確保できるまでは、現時点では封鎖のままということで考えております。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございますか。

○櫻井繁行委員

多分、僕も全然把握はしていないんですけども、週末に通ると相当ソフトボールやつたりとか、野球で年齢問わず週末は使っている状況、それは第1常陸野公園もあると思っているんですけども、例えば野球連盟みたいな方々にというのは、半分グラウンドが使えないということは2日間で終わる大会が4日間になつてしまう方も考えられるじゃないですか。そういうところも含めて使用料金とか、一番本当に市民が犠牲になる、非常に今芳しくない状況にお話を聞いていて思ったんだけども、そういったところ、特に主体的に使われている団体の方々には、説明なんていうのはどういうふうにされているんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

今、櫻井繁行委員おっしゃるとおり、大会等を実施する場合はやはり4面全面を使わないとできないので、その際には可能な限りうちのほうで、代替施設で対応可能ということであれば、そちらのほうを紹介して施設を抑えているような状況で現状はあります。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○佐藤文雄委員

過去のゴルフボールの飛来数というのはどこがカウントしているんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

これは毎朝、管理人がいますので、管理人が数を確認しております。それを担当課のほうに報告をいただいております。

○佐藤文雄委員

管理人は運動場の体育館の中にいる人が毎日確認する。

○生涯学習課長（山口由晃君）

説明不足で申し訳ありません。そのとおりでございます。体育施設を管理している管理人、生涯学習課で委託している管理人の方が毎朝確認をしております。

○佐藤文雄委員

それはそういう記録簿があるんですね。

○生涯学習課長（山口由晃君）

記録簿があつて、それにつけてもらって、毎週ファクスで報告をしていただいております。

○佐藤文雄委員

記録簿はあるのね。

○生涯学習課長（山口由晃君）

ございます。

○佐藤文雄委員

365日、ゴルフ練習場をやっている限りは全部やっているということですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

すみません、説明不足で。施設の休館日は見ていないので、通常、月曜日が休館なので、それ以外、あとは年末年始とかは別ですけれども、基本は施設開館しているときには毎朝確認をしていただいております。

○櫻井繁行委員

資料の1、課長、確認すると、今見せてもらったんだけれども、平成28年12月16日付で市が回答した飛来防止策及び市の考え方、指摘事項というのがずらずらと5点ほどあるじゃないですか。これというのは現在、封鎖をする前の時点において、練習場側というのはしっかりと守っていたんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

ここ数年はコロナ禍になりましてそういう状況の中、受付で署名をいただいていた部分はなくなっています。というような状況ですので、何らかの方法で確認ということはお願いしている状況はございます。

○櫻井繁行委員

そのほかはしっかりと守っていたのか、あとはしっかりとそれは市としても指摘をしながら、今もう令和7年ですから、相当そのときから指摘事項から時がたっていますけれども、しっかりと連携をしながら取り組んできたような経緯というのはあるんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

今年になって私も異動してきました、何回かお会いしたり、電話連絡したりして状況の共有というかはさせていただいている状況はございます。

○櫻井繁行委員

その時点で、課長の感覚として、ここで取決めにあった指摘事項のようなものはしっかりと練習場側は守られていたというような認識なんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

直接見ているわけではないので、何とも言えませんけれども、ゴルフボールの飛来状況の推移を見ると10年前から比べるとだんだん減ってはきている状況ですので、ある程度ですけれども、やっていただいているのかなという感覚はあります。

○櫻井繁行委員

ある程度とちょっと曖昧なニュアンスになっちゃうんだけれども、そういう中でも年間100球程度は越えている形があって、もちろん近年ゴルフクラブなんかもすごく性能よくなっているので、レンジボールで売っても大体1割減でも越えていってしまうというのはその人のさじ加減によってしまうので、例えばクラブについてもドライバーないし3番ウッドでも越えていく可能性もありますから、その辺は人の力量にもよってしまうと思うので、恐らくこの平成28年の指摘事項だけではもう担保が取れないような状況にあると思うんです。

それは佐藤委員おっしゃっていたように、11月13日の改善計画を待っての判断になると思うんですけども、より少し厳しく縛っていかないと、やっぱりこれはゴルフボールといつても非常に危ないものであると思うんです。ワンバウンドで当たったという話もありましたけれども、本当に子さんの頭なんかに当たったら、最悪のケースもひょっとしたら考えられることもあるので、説明責任も明らかにして、安全計画等をしっかりつくっていただいて、もちろんゴルフ練習場は練習場でしっかり運営していただいて、わかつり運動公園は運動公園としてスポーツの推進に寄与していただけることが一番いいので、そういう形を本当に速やかに取っていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

資料1の四角の中身については平成28年の中身ですけれども、その下の段で、当然上記の内容は引き続き遵守してくださいということと、さらにということで飛来しない具体的な改善策ということでお願いしていますので、その辺は市としても櫻井繁行委員おっしゃるとおり同じような考えですので、お願いしたい部分だと思っております。

○櫻井健一委員長

ほかに。

○久松公生委員

ちょっとお聞きしたいんですが、封鎖して1週間たつんですけども、この際にもそういったようにボール落下というんですか、飛来は出たりしているんでしょうか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

10月29日に封鎖をして、その後も今日の朝までで6個の飛来ということで、1日1個あるかないかぐらいですかね、日によって当然あれなんですけれども、状況はあります。

○久松公生委員

営業しているんだね。営業して、そういう環境はしているけれども、飛来はなくならないという状況が確認できました。

私、分からないので、お伺いしたいんですが、ゴルフ練習場は竜商事さんは今から30年ぐらい前かなと思うんですが、オープンしたのは。ゴルフ場のネットというか、設計上というか、そういうことに対して何メートル以上何とかしなさいとかそういう、許可を取るための申請、そういうのはあるんでしょうか、お伺いします。

○生涯学習課長（山口由晃君）

特にそういうものはなくて、行政側からの指導のほうについても法的なものがないので、文書での行

政指導ということで、ないということで弁護士のほうにも確認しておりますので、何回か多分、改善文書のほうは出している状況の説明になっているかと思います。

○久松公生委員

今、何名かの委員も言っていましたけれども、やっぱりあそこは結構広いので、サッカーの練習したり、ソフトボール、野球、あとは朝晩毎日あそこでウォーキング、ランニングしている人がいて、私のところにもご連絡があって、立入禁止なんだけれども、行っちゃまずいよねと言うから、何て書いてあると言ったらそういうことだったので、当たったときに駄目なので、Uターンしてくださいと話だったので、そういった人からも言わせれば、安全対策をやって早くに開放してほしいと。1周歩かないと練習のいつも歩いているあれじゃないので、Uターンして不自然というか、そういうのを使いづらいというのもありますので、先ほど何回も皆さん言っていますように、11月十何日の報告書みたいなのを早く提出してもらって、その中でさらに市とゴルフ場と協議してもらって一刻も早い運動場の再開を願っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井健一委員長

要望でいいですか。

○久松公生委員

要望です。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○井出有史副委員長

ホームページで閉鎖の周知をしているみたいですけれども、確認で、ほかに周知したところというのはどこまでになるんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

対外的にはホームページだけということで、周知をさせていただいております。

○井出有史副委員長

ホームページを見ていない方で、ここを年間で利用している団体とかでまだ閉鎖をされているのを知らない団体がいるというのが現状ですかね。

○生涯学習課長（山口由晃君）

施設予約の段階におきまして、現状施設の予約ができない状況になっておりますので、グラウンドの半面に関しましては、通常使っている方につきましてはその時点で把握していただけるかなとは思っていますけれども、あとは現場に当然来ていただければ封鎖の状況は把握していただけると思っております。

○井出有史副委員長

年間で4面を使う団体とかもいると思うなんだけれども、事前に周知しておく必要があるかなと考えらるんですけども、今回スポーツフェアは中止になりましたけれども、スポーツフェアを前の段階で事故が発生していたら、そう考えるともしかしたらスポーツフェアの前に封鎖となったら、スポーツフェアも形を変えなきやいけなかつたでしょうし、そういった意味ではここを利用している団体に先に、見通しがつかないのであれば周知していくのも必要かなと思います。

○生涯学習課長（山口由晃君）

基本的に大会等のときに主に4面使うんですけども、そこを使う団体というのはスポーツ協会とかスポーツ少年団ですので、そこには話をしています。

○櫻井健一委員長

ほかにござりますか。

○佐藤文雄委員

9月24日に事故があつて、市のほうに連絡が来たんですか。総務課より生涯学習宛てに一報が入りと
いうことは、9月24日に連絡が来たんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

実際に事故があつたのは9月24日ということで、市のほうに被害者から連絡があつたのが10月6日と
いうことでございます。

○佐藤文雄委員

9月24日と10月6日じゃ、随分タイムラグがあるなというふうに思うんだ。人身事故でしょう。本人
が訴えたんですか。本人が訴えたとしたら、遅いですよね。飛来をしているという状況があれば、やは
り人身という自分の足に当たったわけだから、すぐ連絡するはずだと思うんだけども、何ですぐ連絡
しなかつたんですかね。それは聞きましたか。聞き取りしましたか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

その点につきましては、本人には直接は聞き取りはしておりません。

○佐藤文雄委員

本人からは聞き取りしない。じゃ、どこが聞き取りしたんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

事故の内容につきましては本人から聞き取りをしまして、竜商事のほうにも確認をしておりますが、
そのタイムラグという点、佐藤委員がおっしゃった9月24日に発生して、10月6日まで連絡がなかつた
ということについては聞いておりません。

○佐藤文雄委員

何で聞かなかつたんですか。おかしいよね、9月24日に当たつたら、人身事故だよね。かなりのタイ
ムラグだよね。

○生涯学習課長（山口由晃君）

9月24日から6日の間には本人と施設の竜商事のほうでやり取りをしていまして、保険とかのやり取
りなんですけれども、その後、市のほうに連絡があつたということになります。

○佐藤文雄委員

それ言わないと、わけ分からぬじやないか。このタイムラグは当たつた本人が竜商事に損害賠償か
何か知らないけれども、そういう交渉をしていたと。その交渉が決裂したので、連絡があつたとい
うことなんですか。交渉が決裂したんですね。決裂したので、連絡來たと、行政の責任問題じやないかと。

○生涯学習課長（山口由晃君）

本人からあつた内容につきましては、事故の状況とあと保険屋が当然入っているんですけども、保
険屋の対応が悪いという話で、決裂というよりはそういうお話を市の方にありました。市の方に言
われてもしようがないんですけども、そういう報告ということで。

○櫻井繁行委員

今の関連なんだけれども、当事者の方が人身事故という話ですけれども、ゴルフ練習場の方や保険会
社とのやり取りであり親切な対応じやなかつたので、管理者である市の方にも、というところのタイ
ムラグということは理解はするんですけども、現在、人身事故起きたこの方というのは仕事とかどう
いった状況なんですか。例えば入院されて打撲程度なのかとか、その辺もし分かればお伺いしたいん

ですけれども。

○生涯学習課長（山口由晃君）

その状況につきましては本人とあと竜商事側にも確認しているんですけども、けがの程度というのは打撲ということで、ワンバウンドで足に当たったということで、打撲で1日程度のけがというか何ていうんですか、打撲ということで双方から聞いている状況でございます。

仕事については、無職ということで聞いております。

○佐藤文雄委員

わかぐり運動公園を利用している人でしょう。例えば歩いていたとか、グラウンドを1周していたとか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

実際事故があったのは9月24日の朝、早朝ということで5時半頃ということで、健康のために歩いていたというような状況で、そのときに当たったということで報告を受けています。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

ホームページに記載がされたのは昨日ということですから、正直言うと現場に行っていない僕なんかは把握をしていなかったので、広くホームページによって市内の利用者に周知されたと思うんですよね、これによって。だもので、余計新たな問合せ等がスポーツ振興課のほうにもあると思うので、時期的にも最悪なタイミングと思うんですよ、スポーツの秋で。

なので、しっかりとした対応をしていただきたいし、一刻も早くこの環境を改善して、やっぱり丁寧な市民に対しても説明責任、市としても管理者としての責任もあるでしょうから、なかなか頭の痛いところだと思いますけれども、今後より多くの問合せが絶対あると思いますから、しっかりとした対応をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

市といたしましてもゴルフ練習場の施設側のほうには改善策ということを求めるごとに、あとは問合せが確かに今から増えることが想定されますので、その辺、市民に対しましてはきちんとした説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ご質問等がないようなので、この件は終結いたします。

それでは、執行部の方にはご退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

[午後4時13分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。

[午後4時14分]

引き続きその他でございますが、去る令和7年9月2日開催の文教厚生委員会でご審議いただきました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてでご意見をいただきました請願の状況等について、本職でお調べしました内容をご報

告いたします。

お手元のタブレット端末をご覧ください。

ゆっくり見ていただきてもよろしいんですけれども、採択してくれるところとくれないところというものが3枚目のところにありますと、これが状況が後ろ2枚めくつてもらえるとあります。

採択できない自治体というのは、ほかの会派からの同趣旨の請願が出されて重複する場合ですとか、あとは報告が、請願の採択状況のできていないところを全部把握しているわけではないんですけども、できなかつた理由が、そういうことが考えられますよということが1枚目に書いてありますと、茨城県外でも全国的なことということで山梨県ですとか岩手県、大分県、千葉県などでこういう状況があるという説明があります。

意見書が出されて国の予算編成に反映しているかどうかということは、毎年上げている理由としては、下げられないように上げているというのが大きな理由になってきています。

こういう請願を上げてくださいということで、教職員の定数の改善ということと負担金という2つの項目が入っているんですけども、本市に関しましては、教職員の定数というのは1人の先生が受け持つ定数を35人以下にしてくださいというような内容ですので、本市は正直、小学校全体で1,600名、中学校で924名というような数字で令和7年はなっております。1クラス35人以下というようなクラスも多く見受けられておりまして、今後令和13年までの児童の推移を見ますと、小学生で1,089名、中学生で757名というようなことになるんじゃないかなと。

定数以外にクラス編制です。児童がクラス替えができるということは1クラスでは駄目なので、1学年2クラスが望ましいというような編制がありますけれども、適正規模といったところにも本市はちょっと難しくなってきている状態がありますよという中なので、先生の人数に関しては今後そんなに生徒が増えているような状況じゃないので……

[「かなり減っていくわけですね」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

そうなんですね。ということは、先ほども給食の問題もありましたけれども、600食といったところができる給食室がフルで活用できなくなってくるという見込みがありますので、そういうことを一つ一つの学校で作っていくということが市の負担になっていくんだろうというような見込みもあるのが、文教厚生委員会の中で今後の課題になるだろうというのが予想できるかなと思います。

今回、皆さんのおかげで採択いただきまして、一応国に声として挙げることができましたので、また来年以降も、今年と同じような状況は保てるだろうという見込みの働きはできたということで感謝を申し上げたいと思います。

これで本件は終結いたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時21分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻井 健一